

帯広市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 3 号

帯広市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 帯広市特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第 5 条中「、第10条」を削る。

第 2 条 帯広市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「100分の225」を「100分の230」に改め、同項第 2 号中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の帯広市特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年12月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の帯広市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。